

平成27年度 清須市地域包括支援センター事業計画

1. 地域支援事業

1) 包括的支援事業

(1) 総合相談支援業務

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、介護保険のサービスにとどまらず地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関または制度の利用につなげていく等の支援を行う。

① 総合相談

地域の身近な相談窓口として、本人、家族、近隣住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、的確な状況把握を行い迅速に対応する。個別の事情に応じて、専門的・継続的に相談に応じる。

② 地域におけるネットワークの構築

支援を必要とする高齢者を見出し、保健・医療・福祉サービス、機関または制度の利用につなぎ、継続的な見守りを行う。更なる問題の発生を予防するために、地域における関係者とのネットワークの構築を図る。

③ 実態把握

高齢者世帯への個別訪問、家族・親族や近隣住民、民生委員からの情報収集などにより、支援が必要な世帯の実態を把握し早期に対応する。特に、介護認定を受けたがサービスの利用につながっていない世帯、地域との関わりの希薄な世帯、介護を含めた重層的な課題を抱える世帯などを対象とする。

(具体的な業務内容)

○ 相談業務

・来室、電話、訪問等によるさまざまな相談に応じ、適切な機関、制度、サービスにつなぎ、継続的にフォローしていく。

・要介護認定申請の申請代行、サービスの紹介等必要な支援を行う。

・もの忘れ相談の実施と継続的なフォロー *** 高齢福祉課と協働**

・清須市認知症地域ネットワーク（医療と介護の連携）事業の実施

「清須市認知症地域ネットワーク連携シート」を用いて、医療機関との連携

※H27 強化事業

・市民にとってより身近な相談窓口となり、個別の事情や地域が抱える課題を把握し、迅速な対応を行っていくために、職員の地区担当制の導入を段階的に実施していく。

※H27 強化事業

○ PR・広報

・社協だよりや市の広報、ホームページ等を積極的に活用し、業務内容のPRや介護情報、主催事業の案内等を掲載する。

・「地域包括支援センター」の名称や業務内容を市民の方に広く知っていただくため、PR

チラシを作成し、市内の公共施設、商業施設、金融機関等へ設置する。

- ・業務内容のPRや地域におけるネットワークの構築、ニーズの発掘、地域の実態把握などを目的に、サロンやブロック、ブロック社協、寿会等の会合に「福祉出前講座」として職員を派遣する。

○ 高齢者の見守り活動を実施している関係機関との連携

- ・市と協定を締結している高齢者見守り活動協力事業者や、高齢者の見守り活動に取り組んでいるブロック及び自治会・町内会、ボランティア団体、寿会などの関係機関から対象者の情報提供があった場合に、速やかに対応できるよう、日ごろからの連携強化に努める。

○ 実態把握

- ・介護保険認定を受けた後サービスを利用していない方、その他高齢福祉課より依頼のあった世帯への電話や訪問による実態把握と相談支援を実施する。

(2) 権利擁護業務

高齢者が生活にさまざまな困難を抱えても、住み慣れた地域で尊厳のある生活を維持し、安心して暮らすことができるよう、近隣住民、民生委員、介護支援専門員、弁護士、司法書士等と連携を図り、専門的・継続的に支援を行う。

① 成年後見制度の活用促進

成年後見制度を説明するとともに、親族等からの申し立てがスムーズに行われるよう専門機関と連携を図り支援する。申し立てが困難な状況の場合は、市に報告並びに連携して対応する。

② 老人福祉施設等への措置の支援

判断能力が低下した高齢者を虐待等から保護するため、老人福祉法上の措置が必要な場合は、市と連携を図り支援する。

③ 高齢者虐待への対応

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、市と連携を図り、適切な対応を行う。

④ 困難事例への対応

重層的な課題を抱える世帯並びに高齢者自身が支援を拒否している場合などの困難事例を把握した場合は、地域包括支援センターの専門職が相互に連携するとともに、市及び関係機関と連携して対応する。

⑤ 消費者被害の防止

消費者被害を未然に防止するため、市の消費生活相談員や警察などから情報を収集し、民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等に必要な情報を提供する。また、消費者被害の事例を把握した場合は、市へ報告し、関係機関と連携して対応する。

⑥ 認知症高齢者への対応

センターは、認知症に関する正しい理解を促進し、認知症になっても安心して暮らせる地域を実現するために、地域における啓発活動に積極的に取り組む。

(具体的な業務内容)

○ 高齢者虐待の防止および対応

※H27 強化事業

- ・高齢福祉課や関係機関との連携のもと、緊急対応や家庭訪問などを行う。
- ・高齢者虐待に関する各種会合への参加

(高齢者虐待連絡調整会議、高齢者虐待防止ネットワーク協議会等)

- ・高齢者虐待を未然に防止するためのPR活動

(パンフレットの作成及び配布、広報誌・ホームページ等への掲載等)

○ 消費者被害の防止及び対応

- ・消費者被害防止のための情報収集、啓発活動

(広報誌・ホームページ等への掲載、チラシの配布等)

○ 判断能力を欠く状況にある人への支援(成年後見制度等の利用支援) **※H27 強化事業**

- ・成年後見制度普及のための情報収集、啓発活動

(広報誌・ホームページ等への掲載、チラシの配布等)

○ 専門機関(弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等)との連携強化(会議、研修参加等)

○ 認知症に関する啓発活動及び認知症高齢者の発見及び支援 **※H27 強化事業**

- ・認知症地域支援推進員及び認知症キャラバンメイト等、認知症の方を地域で支える関係機関と連携を図り、認知症に関する啓発活動を行う。

- ・認知症の方を早期に発見し、必要な支援を行う。

○ 権利擁護に関する研修会への参加

- ・対応する職員の資質向上を図るため、研修会等に積極的に参加する。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員・主治医・地域の関係機関等の連携並びに在宅と施設の連携など、地域において多職種相互の協働により支援する。また、個々の高齢者の状況や変化に応じて主任介護支援専門員が中心となり包括的かつ継続的に支援するケアマネジメントを行い、地域における連携・協働の体制づくりや介護支援専門員に対する支援等を行う。

① 包括的・継続的なケアマネジメント体制の構築

在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実現するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援する。

また、地域の介護支援専門員に、地域のサロン・老人クラブ活動・健康づくりサークル・ボランティア活動など介護保険サービス以外のさまざまな社会資源が活用できるよう情報を提供する。

② 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

地域の介護支援専門員が情報交換等を行う機会を設けることで、介護支援専門員のネットワーク構築を図る。

ア. 日常的個別指導・相談

介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行う。また、介護支援専門員の資質の向上を図る観点から、関係機関とも連携し、情報提供や事例検討会、研修会等を実施する。

イ. 支援困難事例等への指導・助言

地域の介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方針を検討した上で、指導助言等を行うなど介護支援専門員が自らの解決能力を高め、困難事例の解決の糸口を見出し、必要な連携・協力・支援を作り出せるように後方支援を行う。

(具体的な事業内容)

- 関係機関との連携強化
 - ・ 民生委員との連携強化
 - ・ 医師会、歯科医師会、薬剤師会などの医療関係機関との連携強化
 - ・ 弁護士、司法書士など各種専門職との連携強化
 - ・ 介護サービス提供事業所との連携強化
- 介護支援専門員の資質向上を目的とした研修会の開催
 - ・ 高齢者事業等説明会の開催（年1回）
 - ・ 介護支援専門員研修会の開催（年4回）
- 居宅介護支援事業所への相談指導および連携強化
 - ・ 困難ケースのサービス担当者会議（多職種連携会議）の開催支援
 - ・ 市適正化事業（ケアプランチェック）による介護支援専門員への支援（年8回）

(4) 介護予防ケアマネジメント業務（二次予防事業対象者）

二次予防事業対象者が、要介護状態になることを予防するため、心身の状況・生活環境などその他の様々な状況に応じて、本人の選択に基づいて介護予防事業やその他のサービスが効果的に利用できるよう支援を行う。

(具体的な事業内容)

- 二次予防事業対象者の把握
 - ・ 高齢福祉課との連携のもと、二次予防事業対象者の把握を行う。また、二次予防事業対象者のうち、特に支援が必要と考えられる方に対し、電話相談や訪問相談等を行う。
- ※H27 強化事業**
- 社会資源の把握と情報提供・助言
 - ・ 地域のサロン活動、寿会活動、健康づくり自主サークル、ボランティア活動など、介護保険サービス以外の様々な社会資源を把握し、情報提供と利用の助言を行う。
 - ・ いきいき能力教室への協力、参加者の継続的フォロー
- * 高齢福祉課と協働**

2) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

包括的支援事業を効果的に実施するためには、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行うことが重要であり、こうした連携体制を支える共通の基盤として多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」を構築する。また、地域包括支援ネットワーク構築のための一つの手法として、「地域ケア会議」を設置・運営する。

(具体的な事業内容)

- 地域ケア会議の設置及び運営
 - ・ 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築に向け、関係機関と連携のもと、地域ケア会議を開催する。(随時開催)
- 多職種交流会&研修会の開催（年3回）
 - ・ 居宅介護支援事業所、医療機関、民生委員、介護サービス提供事業所等を参加対象とし、関係機関間の連携強化を目的とした研修会を開催する。

3) 新しい介護予防事業に向けての準備

市や関係機関と連携して、基本チェックリストの活用による介護予防把握事業、介護予防・生活支援サービス事業等新しい介護予防事業の見直しや準備を行う。

(具体的な事業内容)

- 検討会等への参加
 - ・新しい介護予防事業の導入に向けて、市と連携を図るとともに、市が主催する検討会等に参加する。 **※H27 強化事業**

2. 指定介護予防支援業務（要支援1・2）

要支援状態であっても、その悪化をできる限り防ぐことを目的に、より効果的で充実したサービスの利用をするケアプランを作成し支援する。また、居宅介護支援事業所との連携を強化し、要支援・要介護の流れを潤滑にできるよう日常的に連携して支援を行う。

(具体的な事業内容)

- 介護予防給付ケアプランを作成
 - ・住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるように支援する。
- 指定居宅介護支援事業者への業務委託
 - ・増加する要支援認定者の介護予防給付ケアマネジメントに、迅速にかつ適切に対応するために指定居宅介護支援事業所へ業務委託（3者委託）を行う。

3. 任意事業

(1) 家族介護者交流事業 【家族介護支援事業】

- ① 介護者リフレッシュ事業（日帰り旅行、リフレッシュお茶会）
- ② 介護者のつどい（年6回）
- ③ 介護講座（年3回）

(2) 認知症高齢者の支援体制の整備

認知症地域支援推進員等設置事業、認知症初期集中支援推進事業、認知症ケア向上推進事業等の整備に際し、市や関係機関と連携して事業を推進する。

(具体的な事業内容)

- 市や関係機関との連携及び検討会等への参加
 - ・市が主催する認知症施策に関する検討会等に参加する。 **※H27 強化事業**

4. その他の業務

(1) 指定市町村事務受託事業

介護保険申請の新規の利用者に対する認定調査業務を受託する。

(2) 住宅改修理由書作成業務（要支援・要介護）

介護保険制度を利用した住宅改修を希望する要支援・要介護認定者に対し、理由書の作成など必要な手続きの支援を行う。

(3) 車椅子貸出事業（財源は共同募金配分金）

一時的に車椅子を必要とする方に対し無料で車椅子を貸し出しする社協事業。貸し出しに係る事務を行う。

5. 会合、研修等

- (1) 市が主催する委員会・協議会等への出席
 - ・地域包括支援センター運営協議会等
- (2) 各種研修会及び会議への参加（研修の強化による、職員の資質向上）
- (3) 高齢福祉課との打ち合わせ会議（毎月1回実施）
- (4) 地域包括支援センター職員会議（毎月1回実施）